

改葬許可証とは

墓地に埋葬されている遺骨を他の墓地等に移すことを「改葬」といいます。
つがる市内の墓地から改葬を行うためには、つがる市で発行する「改葬許可証」は必要となります。

改葬許可証が発行されるまでの流れ

1. 「改葬許可証交付申請書」に記入する。
2. 現在の墓地等の管理者（寺院等）の証明を受ける。
改葬許可証交付申請書の「4 墓地（納骨堂）管理者の埋葬等の事実証明」で証明。
3. 墓地使用者の承諾を受ける。※申請者が墓地の使用者である場合は不要です。
4. 改葬先の墓地等を管理する方（寺院等）の受入証明書等を用意する。
「受入許可書」、「墓所使用契約書」「永代使用許可書」等の写しを用意する。
5. 改葬許可証交付申請書および受入証明書等をつがる市役所に提出する。
申請書等の記載内容を確認後に証明証を交付いたします。
6. 改葬先の墓地等の管理者へ改葬許可証を提出する。

※改葬証明証の費用：無料

※郵送を希望の場合：住所を記載し切手を貼った返信用封筒が必要となります。
窓口で交付を受ける場合は不要です。

〒038-3192
青森県つがる市木造若緑 61-1
つがる市役所 民生部市民課
斎場・霊園担当
TEL 0173-42-2111 内線 258